

第9 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第54条の3（電話リレーサービス料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 電話リレーサービス料の適用 | |
|---------------|--|
| 電話リレーサービス料の適用 | ア 当社は、3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)、3G サービス(i)、モジュールサービス(i)及び特定契約サービス(4G)(4G 通信サービス契約約款に規定する 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。)に係る契約者回線の契約者識別番号について、2(料金額)に規定する電話リレーサービス料を適用します。 イ 当社は、3G プリペイドサービス(s)に係る契約者回線について、料金の前払い登録ごとに2（料金額）に規定する電話リレーサービス料を適用します。 ウ 2(料金額)に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。 |

2 料金額

2-1 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)、3G サービス(i)、モジュールサービス(i)及び特定契約サービス(4G)に係るもの

| 単位 | 料金額（月額） |
|--------------|----------|
| 1の契約者識別番号ごとに | 1円(1.1円) |

2-2 3G プリペイドサービス(s)に係るもの

| 単位 | 料金額（税込） |
|---------------|---------|
| 1の料金の前払い登録ごとに | 2円 |